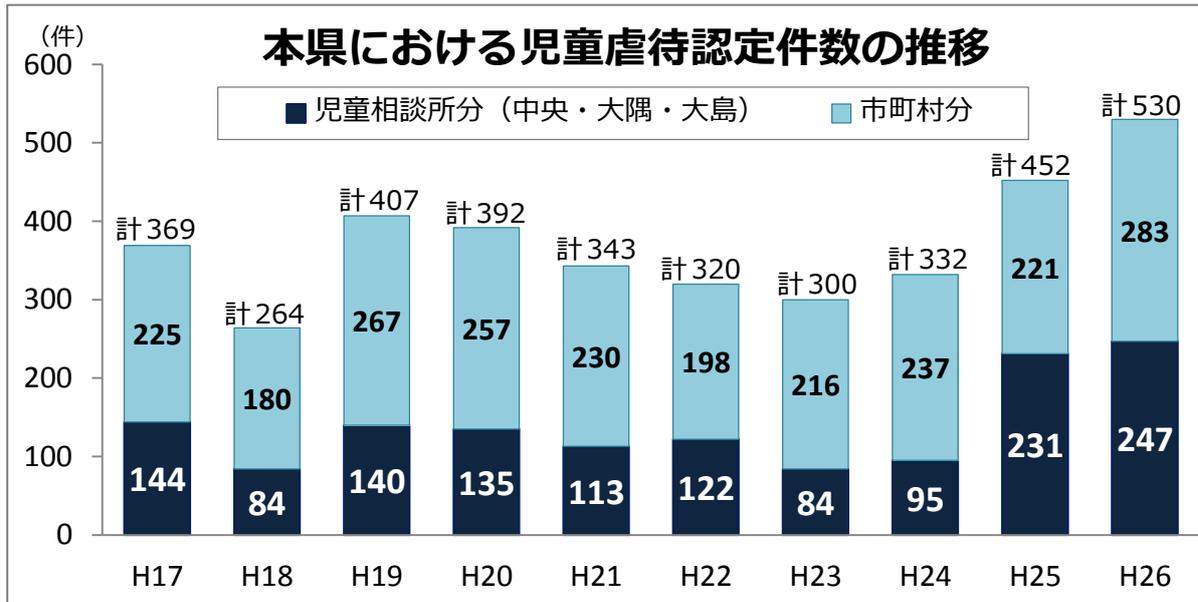


2 子どもを育てることの喜びと責任

(1) 子どもを育てることの素晴らしさや喜び、かけがえのないものだ実感すること



■出典 「子ども虐待防止ネットワーク会議資料」(県子ども福祉課児童福祉係)

※ H25.8の「子ども虐待対応の手引き」(厚生労働省)の改正により、虐待通告のあった対象児童に虐待が確認された場合、きょうだいがいるケースでは、きょうだいには直接虐待が確認されていなくても「心理的虐待」として対応することとなり、H25年度から認定件数が増加している。

児童虐待防止法で定義された4種類の児童虐待と具体的な虐待行為の例

虐待の種類	定義された虐待行為	具体的な行為と結果など
1 身体的虐待	児童の身体に外傷を生じるような暴行を加えること	首を絞める, 殴る, 蹴る, 投げ落とす, タバコの火を押し付ける, 熱湯をかける, 冬戸外に締め出すなど生命・健康に危険のある行為
2 性的虐待	児童にわいせつな行為をすること、させること	子どもへの性的行為の強要・教唆, 性器や性交を見せる, ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなどの行為
3 ネグレクト	著しい減食、長時間の放置、保護者の監護を怠ること	重大な病気になっても病院につれていかない, 乳幼児を家に残したまま度々外出する, 乳幼児を車の中に放置する, 適切な食事を与えない, 極端に不潔な環境の中で生活させるなど保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為 保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為を保護者が放置することも含まれる。
4 心理的虐待	児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	子どもの心を傷つけるようなことを繰り返し言う, 無視する, 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをするなど心理的外傷を与える行為 子どもの目の前で配偶者に対する暴力及び他のきょうだいに対する暴力も子どもに著しい心理的外傷を与える場合は含まれる。

■参考 「厚生省 子ども虐待対応の手引き」 日本子ども家庭総合研究所編 有斐閣 2001年発行)
「子ども虐待対応の手引き」(厚生労働省 平成25年8月改正版)

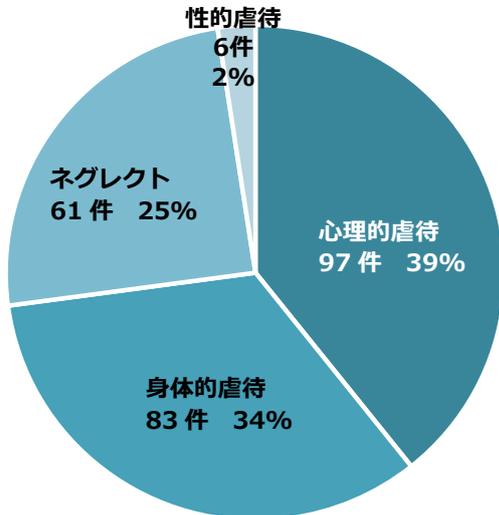
2 子どもを育てることの喜びと責任

(1) 子どもを育てることの素晴らしさや喜び、かけがえのないものだと思感すること

平成 26 年度児童相談所（中央・大隅・大島）における認定件数※の各種内訳

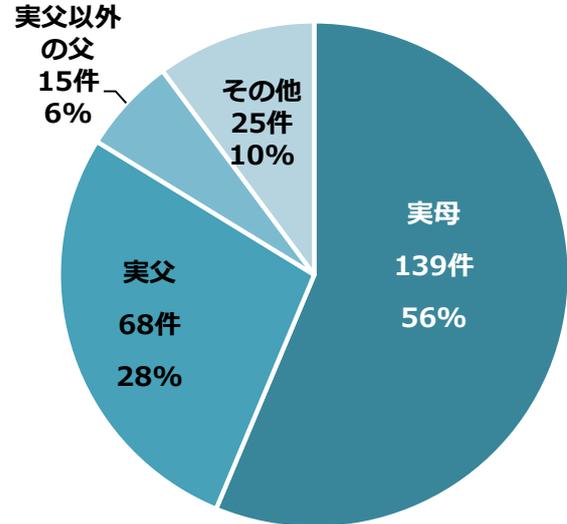
■ 出典 「子ども虐待防止ネットワーク会議資料」（県子ども福祉課）※通告・相談のあったものうち、認定された 247 件の内訳

1 種別認定件数（認定 247 件の内訳）



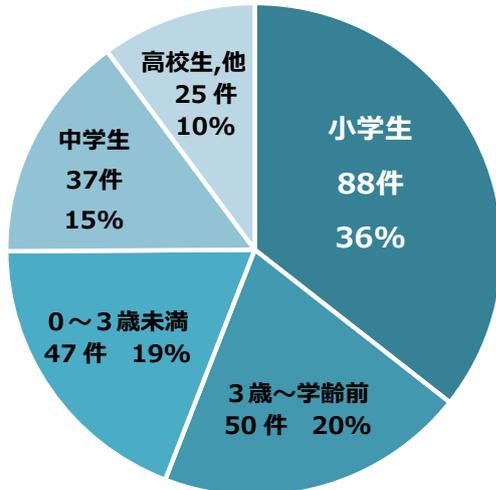
※ 重複している場合については、主訴で分類している。

2 主たる虐待者（認定 247 件の内訳）



3 被虐待児年齢別内訳

（認定 247 件の内訳）



虐待防止の5 箇条

- ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
通告は義務＝権利
- ② 「しつけのつもり…」は言い訳
子どもの立場で判断
- ③ ひとりで抱え込まない
あなたにできることから即実行
- ④ 親の立場より子どもの立場
子どもの命が最優先
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる
特別なことではない

平成 27 年度「児童虐待防止推進月間」啓発カード

「もしかして」あなたが救う小さな手
虐待かもと思ったら

児童相談所 全国共通 3桁ダイヤル 189

お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部の児童相談所からはつながりません。※通話料がかかります。

連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

虐待を受けたと思われる子どもがいたら。

ご自身が出産や子育てに悩んだら。

子育てに悩む親がいたら。

児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡ください。

厚生労働省

- 「虐待防止の5 箇条」及び「児童虐待防止推進月間」の取組については県ホームページ
ホーム > 健康・福祉 > 青少年・子ども > 児童福祉 > 11 月は児童虐待防止推進月間です
<http://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/fukushi/gyakutaiboushi.html>